

豊橋市女性キャリアアップ応援補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、資格の取得を目指す非正規雇用又は離職中の女性に対して、予算の範囲内において女性キャリアアップ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、正規雇用形態での就職、起業等を促進し、もって女性が活躍する社会の実現に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「資格」とは、特定の職に就業するに当たり必要とされる別表に定める国家資格及び公的資格をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する日において豊橋市内に住所を有する女性であって、資格の取得をした日において次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 試験への合格を要する資格にあつては当該試験に合格し、試験への合格を要しない資格にあつては講習等の修了認定等を受けていること。

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第10条の使用人ではないこと。

(3) 申請者本人が、豊橋市税等を滞納していないこと。

(4) 非正規形態で雇用されている者又は出産、育児、介護等のために離職中の者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市長は、この要綱に基づく補助金の交付を行わないものとする。

(1) 当該資格の取得につき、既に本市の他の制度による補助金等の交付を受けている者

(2) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けている者

(3) 補助金の交付を申請する日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍している者。ただし、通信教育・夜間・定時制の学校に在籍している者は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、資格の取得及び資格取得後就業のために要する次の各号に掲げる費用に対して交付する。ただし、資格の取得のために雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第5項の教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けている者にあつては、第2号から第5号に掲げる費用に対してのみ、補助

金を交付する。

- (1) 資格を取得するための講座等の受講料並びに教育施設への入学金及び授業料
 - (2) 資格試験等の受験料
 - (3) 教材費
 - (4) 登録料、登録免許税
 - (5) その他市長が認める費用
- 2 申請者が二以上の資格を取得する場合は、いずれか一の資格の取得に要する費用に限り、補助金を交付する。
- 3 補助金の額は、第1項各号に掲げる費用の総額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、5万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、試験の可否によって取得の可否が決定される資格にあっては試験に合格した日から、試験を実施しない資格にあっては講習等の修了認定等を受けた日から起算して90日以内(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、これらの日の前日)に、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出し、補助金の交付決定を受けなければならない。

2 前項に規定する申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資格を取得したことを証する書類の写し
- (2) 納税(滞納)状況調査承諾書(様式第2号)
- (3) 資格の取得に要した費用の額を確認できる書類の写し
- (4) 教育訓練給付金の支給を受けたことを確認することができる書類の写し(申請に係る資格の取得について教育訓練給付金の支給を受けた場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請がなされたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めた場合は、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第4号)により、市長に補助金の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、前条第1項の交付決定の日から起算して30日以内に、当該決定に係る補助金交付決定通知書の写しを添えてしなければならない。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付申請者が第8条の各号いずれかに該当することが判明したとき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同日以後に合格した試験に係る資格の取得又は同日以後に講座等の修了認定等を受けた資格の取得に要する費用について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に合格した試験に係る資格の取得又は同日以後に講座等の修了認定等を受けた資格の取得に要する費用について適用する。

別表（第2条関係）

区分	要件
国家資格	法律に基づき国、地方公共団体又は国から委託を受けた任意団体が検定を実施し、国が認定する資格をいう。
公的資格	<p>次の各号のいずれかに該当する検定等をいう。</p> <p>(1) 各種分野における個人の技能及び知識の証明のために実施される検定及び講習（以下「検定等」という。）であって省庁の後援を受けている検定試験等</p> <p>(2) 公益法人が実施する検定等</p> <p>(3) 地方自治体が実施する検定等</p> <p>(4) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき日本商工会議所及び各地商工会議所が実施する検定等</p> <p>(5) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会が実施する検定等</p>